

商 企 第 489 号

平成 31 年 3 月 13 日

特別事業認定の失効について

みだしのことについて、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 44 条第 3 項及び沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年政令第 102 号）第 23 条の規定により、下記のとおり公表します。

沖縄県知事 玉城 康裕



記

本店または主たる事務所の所在地、 法人の名称、及び代表者の氏名	沖縄県うるま市字州崎 12 番地 83 株式会社ジャッカルー E X 代表取締役 加藤 誠司
特別事業認定番号	府政沖第 329 号 20120905 地第 5 号
認定を受けた事業の種類	運動用具製造業
失効年月日	平成 30 年 11 月 28 日
失効の理由	認定期間満了